〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

孫樹斌 様

事件番号 令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件 原告 孫樹斌 被告 東京都

事 務 連 絡

令和4年6月24日

原告 孫樹斌 様

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所民事第31部甲ロ2係 裁判所書記官 長 田 章 電話03-3581-5941 FAX 03-3580-5769



記

当部で担当している国及び東京都に対する弁論は分離し、東京都に対する請求について訴訟救助する旨の決定をしましたので決定を送付します。 国に対する請求について別途特別送達郵便で送付しています。 令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件

本件から、被告東京都に対する弁論を分離する。

令和4年6月16日

東京地方裁判所民事第31部

裁判官 増 子 由



これは贈本である。 令和 午年 6 月2千日 東京地方裁判所民事第31部 裁判所書記官 長 田 章 惠



令和4年(モ)第1013号 訴訟上の救助申立事件(相手方東京都関係) (基本事件・令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件・基本事件 被告東京都関係)

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

申立人(基本事件原告)

孫 樹 斌

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

相手方(基本事件被告)

東 京

本件訴訟上の救助申立事件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

基本事件につき、申立人(基本事件原告)に対し、訴え提起手数料2万0000 円及び送達費用について訴訟上の救助を付与する。

令和4年6月16日

東京地方裁判所民事第31部

裁判官 增 由



これは謄本である。 令和 4年 6 月 2 个 日 東京地方裁判所民事第31部 裁判所審配官 長 田章

